

# 一般の中小企業退職金共済制度の財政検証

令和4年10月18日

厚生労働省雇用環境・均等局

# 目次

---

1. 財政検証について . . . . . 2
2. 付加退職金制度について . . . . . 5
3. 財政検証にあたって考慮すべき事項について . . . . . 9
4. 対応案 . . . . . 15

# 1. 財政検証について

# 中小企業退職金共済制度の財政検証

- 中小企業退職金共済制度は長期にわたって実施する制度であることから、中小企業の就労実態や金融情勢の変化に対応した安定的な制度運営を行うために、一定期間ごとに将来の財政見通しを推計し、必要に応じて掛金や退職金の額を変更するか検討することが必要である。この推計及び検討を「財政検証」という。
- 一般の中小企業退職金共済制度の前回の財政検証は、平成29年度の第69回中小企業退職金共済部会でとりまとめを行ったため、5年後である令和4年度までに財政検証を行う必要がある。

## ● 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）（抄）

（掛金及び退職金等の額の検討）

第85条 掛金及び退職金等の額は、**少なくとも5年ごとに**、退職金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

# 第69回中小企業退職金共済部会の財政検証とりまとめ

- 平成29年度の財政検証においては、一般中退の安定に資する付加退職金制度のあり方について、次回の財政検証に向けての検討課題とされていた。
- このため、今回の財政検証においては、当面の予定運用利回りとともに、付加退職金制度のあり方についても検討することが必要である。

## 一般の中小企業退職金共済制度における退職金額の水準の検討について(抜粋)

平成30年3月12日

### 一般の中小企業退職金共済制度における 退職金額の水準の検討について

労働政策審議会  
勤労者生活分科会  
中小企業退職金共済部会

当部会は、一般の中小企業退職金共済制度（以下「一般中退」という。）に関し中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）第85条に基づく検討（以下「財政検証」という。）を行ったところであるが、検討の結果取りまとめた当部会の意見は下記のとおりである。

記

(中略)

4 なお、付加退職金制度については、制度発足当初と比べ運用実績の振幅が大幅に拡大している現在の環境下においては、資産を減少させる効果が強まっている。一般中退の安定に資する付加退職金制度のあり方について、次回の一般中退に関する財政検証に向けての検討課題とする。

## **2. 付加退職金制度について**

# 付加退職金の概要

- 退職金の額は、あらかじめ額の確定している「基本退職金」と、実際の運用収入等に応じて支給される「付加退職金」の合計額として算定。
- 付加退職金は、運用収入等の状況に応じて基本退職金に上乘せされるものであり、金利の変動に弾力的に対応することを目的として、平成3年度に導入。

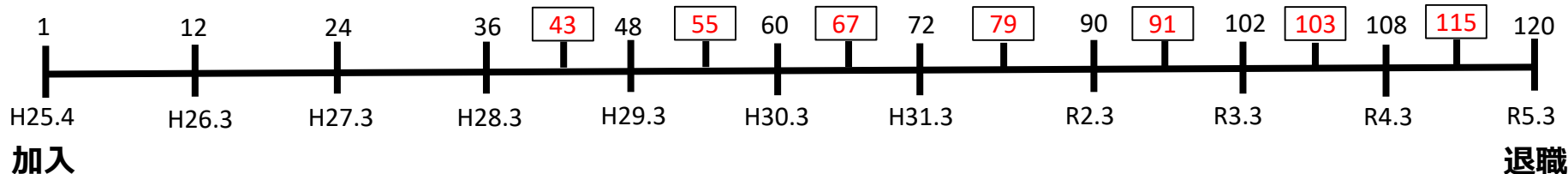
	支給対象	概要
基本退職金	すべての被共済者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○掛金月額と掛金納付月数に応じて、あらかじめ定められた金額。</li> <li>○予定運用利回り年1%として設計。</li> </ul>
付加退職金	掛金納付月数が43月以上の被共済者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実際の運用収入の状況等に応じて基本退職金に上乘せされる金額。</li> <li>○計算月※において、その時点の基本退職金額にその年度の支給率を乗じて得た額を、退職時まで合計した金額。</li> <li>○付加退職金の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、運用収入の見込額等を勘案して、労働政策審議会の意見を聴いて定める。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <math display="block">\text{支給率} = \frac{\text{運用収入のうち付加退職金の支払に充てるべき額 (利益見込額の2分の1を基本)}}{\text{掛金納付月数が43月以上の被共済者が当該年度中の計算月に退職したと仮定した場合の退職金額の合計}}</math> </div> <p style="text-align: right;">※43月目とその後12ヶ月ごとの月</p>

## 参考：付加退職金の計算例

- 平成25年4月に掛金月額10,000円で加入し、令和5年3月（加入120月）で退職した場合における退職金額は以下のとおり。（掛金増額や過去勤務はないと仮定）

※ 各年度の付加退職金支給率は以下の表のとおり。

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
0	0.0182	0.0216	0	0	0.0044	0	0	0.0142	0



$$\begin{aligned}
 \text{付加退職金額} &= (\text{加入}67\text{月目で退職した時の基本退職金}) \times (\text{67月目が属する年度の付加退職金支給率}) \text{〔30年度分〕} \\
 &+ (\text{加入}103\text{月目で退職した時の基本退職金}) \times (\text{103月目が属する年度の付加退職金支給率}) \text{〔3年度分〕} \\
 &= 683,100 \times 0.0044 + 1,076,800 \times 0.0142 \\
 &= 3,006 + 15,291 \\
 &= 18,297
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{退職金額} &= \text{基本退職金 (掛金納付月数120月)} + \text{付加退職金} \\
 &= 1,265,600 + 18,297 \\
 &= \underline{1,283,897 \text{ 円}}
 \end{aligned}$$



# 現行の付加退職金支給ルール

- 各年度の前々年度の決算における累積剰余金の額の4,400億円に対する不足額（累積剰余金が4,400億円を超過している場合は0とする）を、各年度の前年度から2022（令和4）年度までの残存年数で除した値を各年度における目標額（単年度目標額）とする。
- 各年度の前年度の利益金※の半額を各年度の付加退職金に充てるが、利益金が単年度目標額の2倍を下回る場合は、単年度目標額を優先的に剰余金の積立てに充てる。

※ 各年度の付加退職金の支給率は前年度末までに決定する必要があるが、その時点では付加退職金の支給率決定年度の前年度の利益金は確定していないため、運用上は前年度の利益見込額により判断する。

## ◆ 単年度目標額の計算式

各年度の単年度目標額 =

$$\frac{4,400\text{億円} - \text{前々年度剰余金}}{2022\text{年度} - \text{前年度} \text{ (2022年度までの残存年数)}}$$

※分子がマイナスの場合はゼロ

◆ 前年度利益見込額の2分の1を付加退職金に充てる

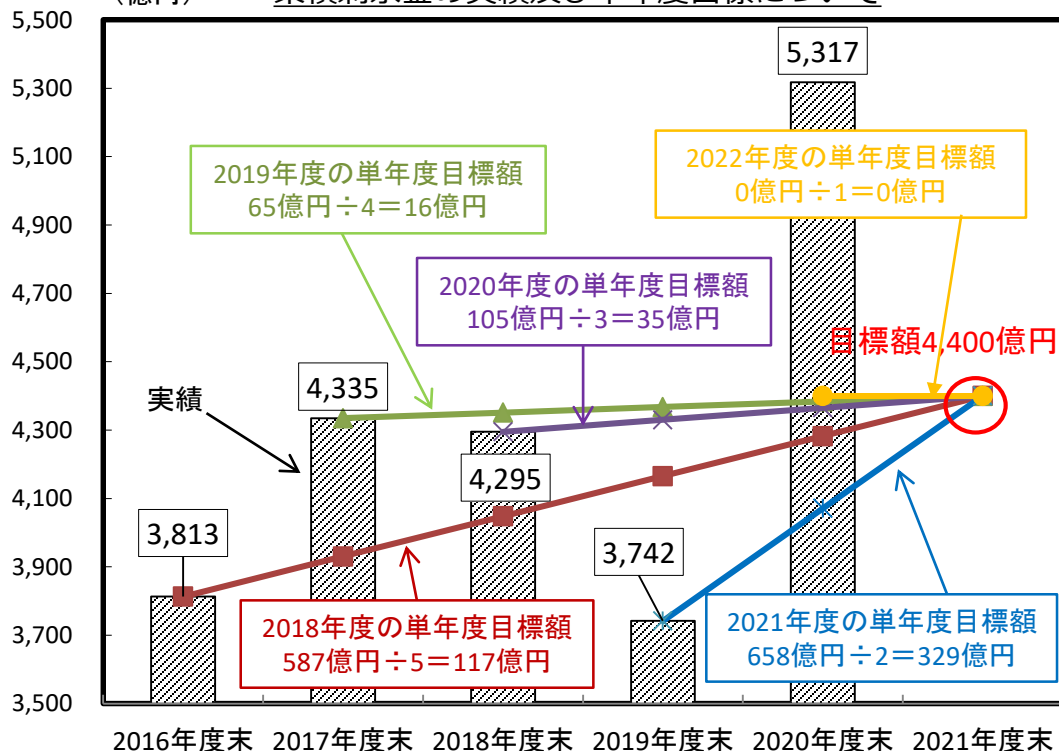
◆ ただし、単年度目標額は優先して剰余の積立てに充てる

前年度利益見込額

… 付加退職金に充てる部分  
… 剰余の積立てに充てる部分

単年度目標額 × 2  
単年度目標額

(億円) 累積剰余金の実績及び単年度目標について



※累積剰余金は、給付経理での値を指す。なお、2018年度末の値は会計処理のため公表値と異なる。

### **3. 財政検証にあたって考慮すべき事項について**

# 過去の予定運用利回りと付加退職金支給ルール

- 平成に入ってからからの予定運用利回りは、金利の低下等に伴い、6.6%→5.5%→4.5%→3.0%→1.0%と逐次引下げを実施し、現在に至る。
- 付加退職金については、6.6%→5.5%の引下げの際（平成2年法改正、平成3年4月施行）に導入された後、2分の1ルール（平成14年改正）→180億円先充てルール（平成17年度審議）→ゼロルール（平成24年度審議）→600億円先充てルール（平成25年度審議）→4,400億円積立ルール（平成29年度審議）と推移し、現在に至る。

## 平成2年改正（6.6%→5.5%） 昭和63年度末累積剰余金：279億円

- 付加退職金制度の導入。
- 予定運用利回りは、容易に運用実績が割り込む可能性のない水準。

## 平成7年改正（5.5%→4.5%） 平成5年度末累積剰余金：▲4百万円

- 予定運用利回りは、累積欠損金を増大させることのない水準。
- 他の類似制度の利回りと同等の水準に設定。

## 平成10年改正（4.5%→3.0%） 平成8年度末累積剰余金：▲1,139億円

- 予定運用利回りは、少なくとも単年度の損失金が発生しない水準。

## 平成14年改正（3.0%→1.0%） 平成12年度末累積剰余金：▲2,029億円

- 予定運用利回りは、単年度収支が黒字となり、かつ、累積欠損金の解消に確実に資する水準。
- 予定運用利回りを上回る運用実績を上げた場合は、剰余金の2分の1を累積欠損金の解消に、残り2分の1を付加退職金の支給に充てることを基本とする。
- 予定運用利回りを法律事項から政令事項に変更する。

平成16年度末累積剰余金：▲2,283億円

## 平成17年度審議（累積欠損金解消計画）

- 2分の1ルールは保持しつつ、毎年度の利益のうち180億円は累積欠損金の解消に優先的に充てることとする。

平成18年度末累積剰余金：▲151億円

## 平成19年度審議（財政検証の結果1.0%維持）

- 米サブプライム住宅ローン問題を背景として株式市場が低迷し、資産運用の環境が厳しくなっていることから、予定運用利回りの見直しは見送ることとし、累積欠損金が解消される段階で改めて見直しを検討することが適当。

平成23年度末累積剰余金：▲1,741億円

## 平成24年度審議（財政検証の結果1.0%維持）

- 累積欠損金が解消するまでの間は、利益を付加退職金に充てず、全額累積剰余金の解消に充てること適当。
- 予定運用利回りは、現下の資産運用状況等を踏まえれば直ちに見直す必要はないが、今後の状況を注視。

## 平成25年度審議

平成24年度末累積剰余金：539億円

- 累積欠損金が直ちに生じることを防止するため、平成29年度を目処に3,500億円の剰余金を積み立てることとする。
- 2分の1ルールは保持しつつ、毎年度の利益のうち600億円は剰余金の積立に優先的に充てることとする。

## 平成29年度審議

平成28年度末累積剰余金：3,813億円

- 剰余金の水準については、5年間の財政シミュレーションにおいて下位1%の確率で想定される損失額である4400億円に設定することが適当。
- 剰余金水準の形成については、加入者にとっての魅力となる付加退職金の支給に配慮するため、5年間をかけて目指すことが適当。

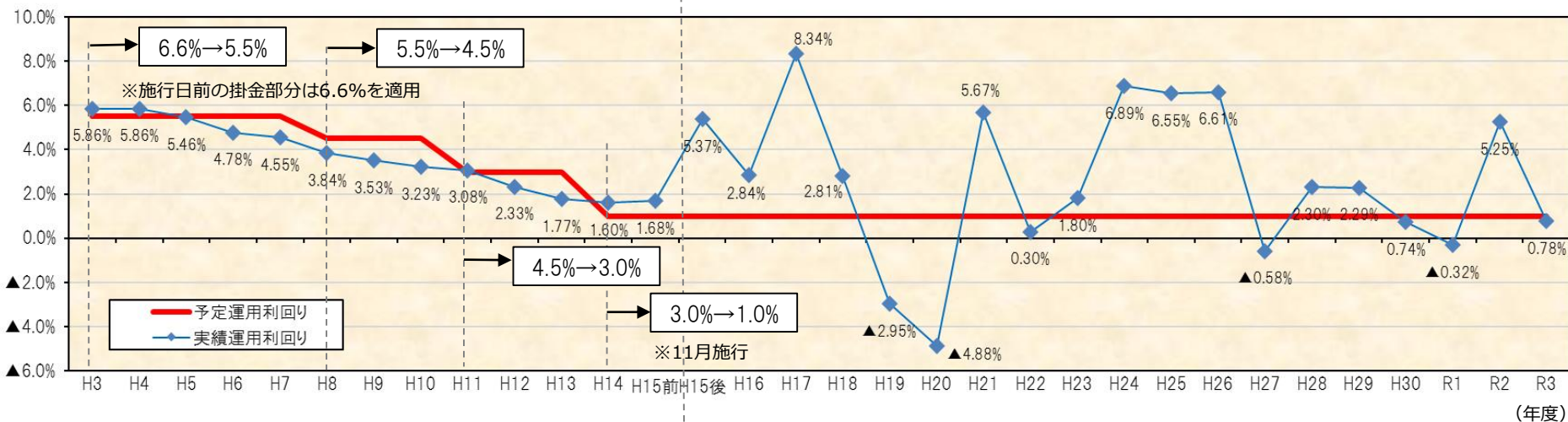
## 令和4年度審議（今回の財政検証）

令和3年度末累積剰余金：5,272億円

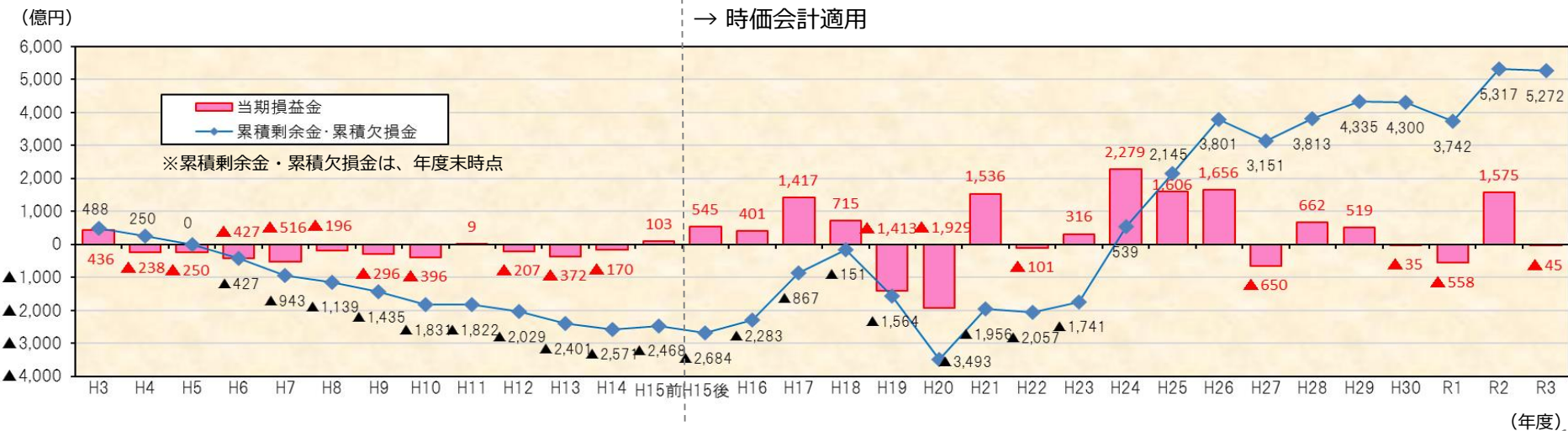
# 付加退職金制度導入以後の財政状況等の推移

□ 足下（令和3年度末）の累積剰余金は5,272億円と高い水準にあるが、時価会計導入後、実績運用利回りは毎年度大きく変動している。

## 【予定運用利回りと実績運用利回りの推移】



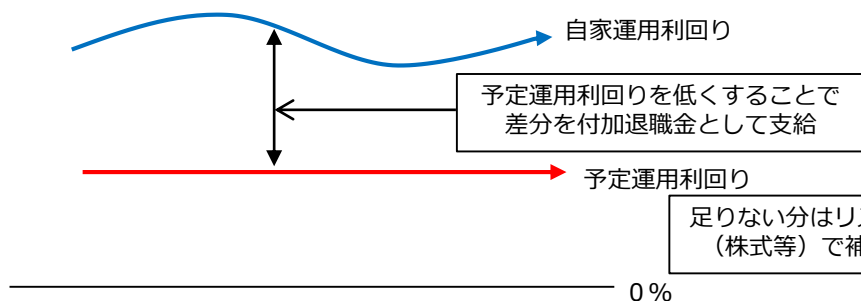
## 【当期損益金と累積剰余金・累積欠損金の推移】



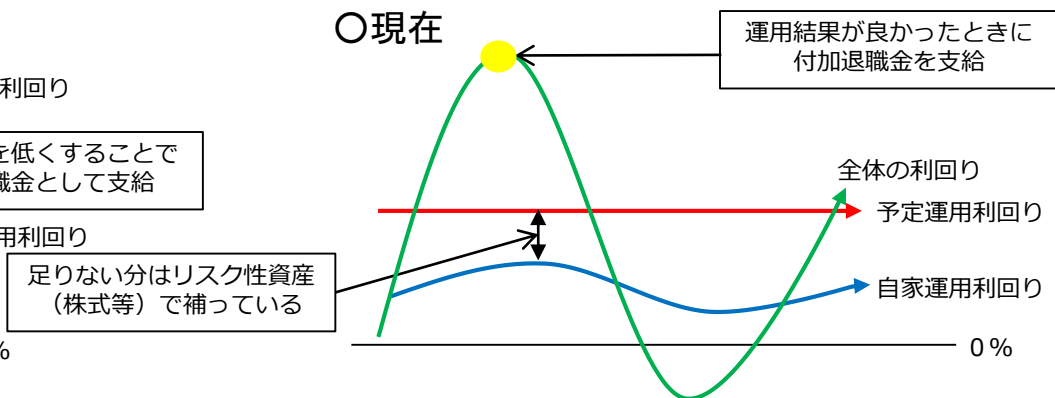
# 付加退職金制度導入時の考え方

- 導入時は金利水準の低下が続いたことから、中退共の収支が厳しい状況であり、このような状況下で制度の安定を維持するためには、退職金水準（予定運用利回り）を見直すことが考えられるが、金利の変動に応じてその都度見直すことは、制度の安定性の観点から問題があり、また法改正が必要であったため、実務上も困難であった。
- このため、金利の変動に弾力的に対応する長期的に安定した制度とするように、「過去の経験に照らし、容易に運用実績がそれを割り込む可能性のない水準」に予定運用利回りを引き下ると同時に、金利の変動部分に対応し、できる限りの退職金水準を確保するために、付加退職金を支払う仕組みを導入した。
- 現在は、低金利が続く中、国債金利が予定運用利回りを下回り、不足分をリスク性資産で補っていることや、会計基準が簿価会計から時価会計に変わったこと等、導入時とは環境が大きく異なる状況で、付加退職金制度が運用されていることに留意。

## ○導入時（平成3年度）



## ○現在



- ・会計基準 : 簿価評価
- ・自家運用利回り : 約 6%
- ・予定運用利回り : 5.5%
- ・投資対象資産 : ほぼ債券等の確定利回り商品



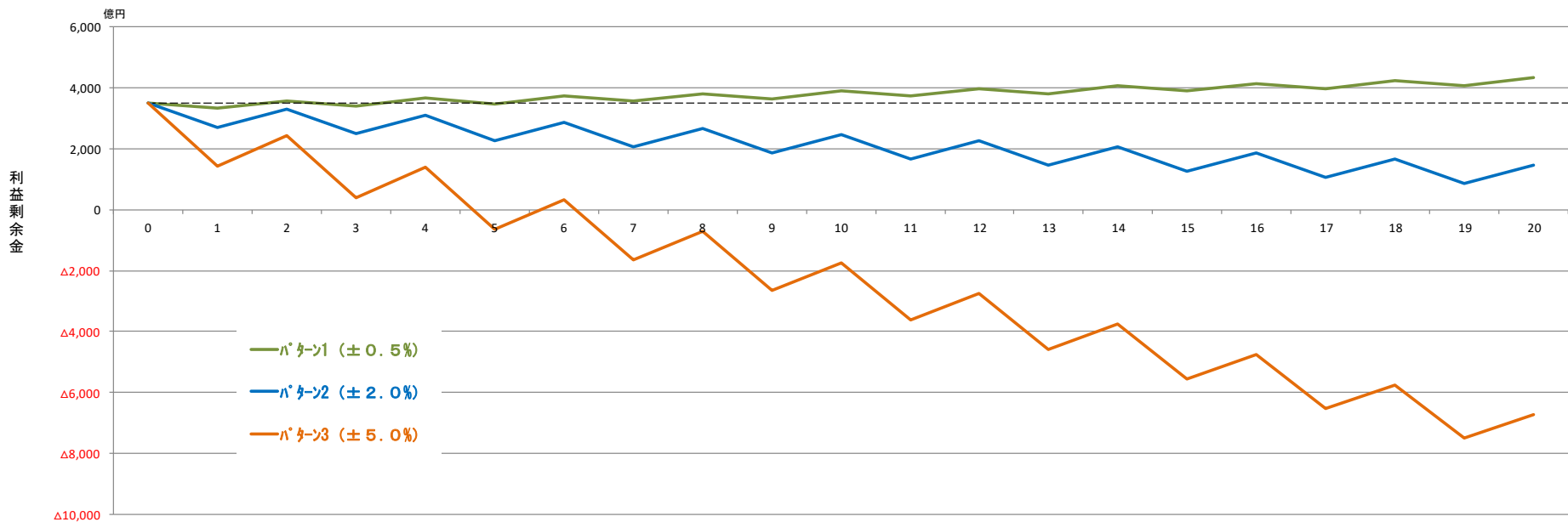
導入時とは  
状況が異なる

- ・会計基準 : 時価評価
- ・自家運用利回り : 約 0.4%
- ・予定運用利回り : 1%
- ・投資対象資産 : 債券等の確定利回り商品に加えて、  
リスク性資産（株式等）も一定割合あり

# 財務の安定性への影響

- 平均的に予定運用利回り程度の運用を行ったとしても、現状の通り、利益が出たときには付加退職金が支給され、損失が出たときには補填されないという「非対称的」仕組みのもとでは、長期的には資産が減っていくことが避けられない。各年の損益の変動幅が大きいほど、この影響は大きくなり、財務基盤の弱体化、予定運用利回りの引下げを余儀なくされるなど、制度の安定性が阻害される。
- 平成3年度の付加退職金制度導入時と比べ、現在は、時価会計導入や市場構造変化によって各年の損益の変動幅は拡大しており、「非対称性」の問題が顕在化している。

運用利回りの変動幅を3ケース設定し、それぞれについて、当時の付加退職金支給ルール（600億円先充てルール）に基づく剰余金の推移をみたもの

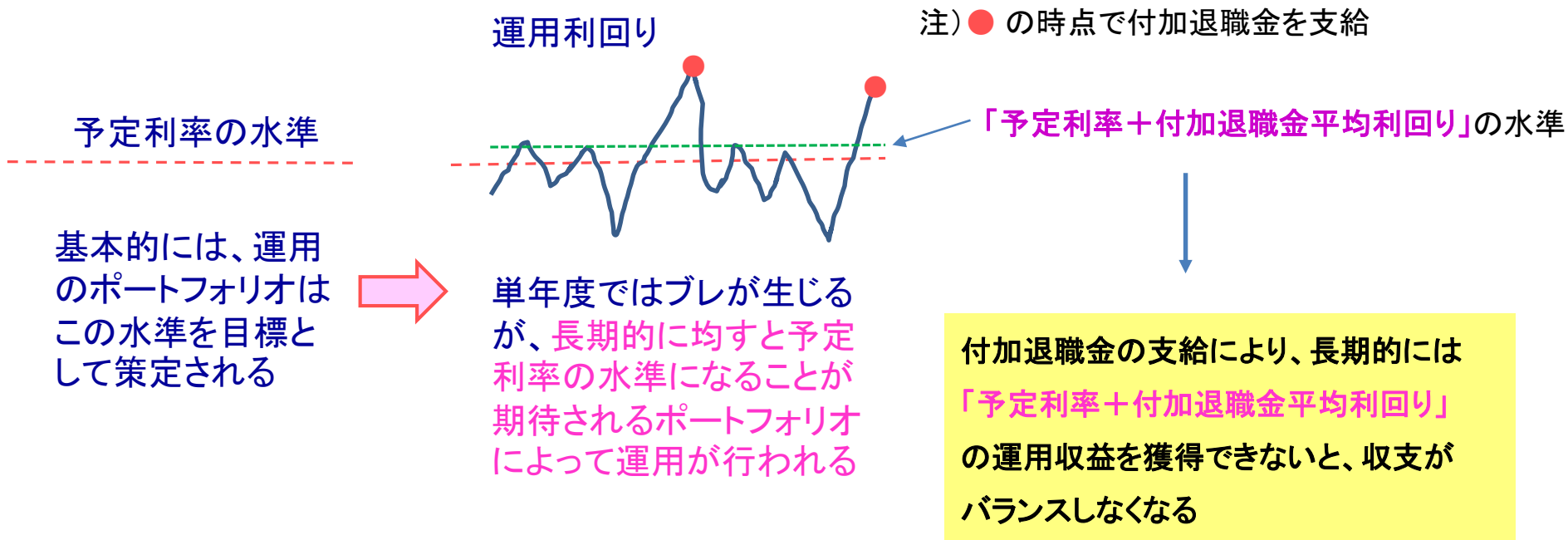


※ 平成28年度第7回資産運用委員会（平成28年12月）資料より抜粋

# 追加的リスクの存在

- 現行の基本ポートフォリオは予定運用利回りの水準を目標としているが、付加退職金の「非対称性」を勘案すれば、実際に必要な利回りは予定運用利回りを上回ることになる。
- 長期的に収支を均衡させるためには、基本ポートフォリオの期待収益率を、予定運用利回りに付加退職金相当分を加味した水準とすることが考えられるが、これは資産運用の観点で更にリスクを取ることになる。

(イメージ)



## 4. 対応案



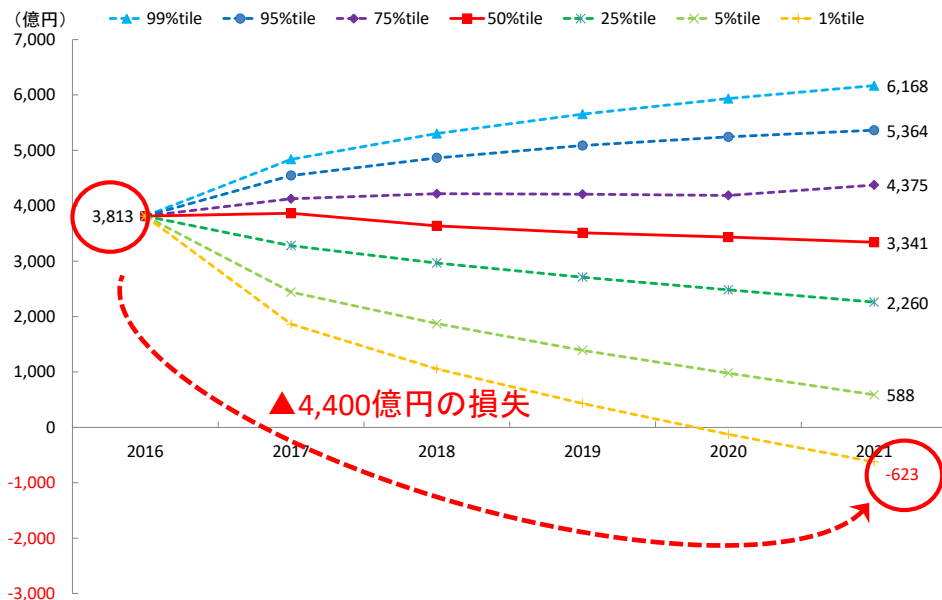
# 剰余金の積立額の目標水準①

□ 剰余金の積立額の目標水準は、モンテカルロ・シミュレーション※において1%tileで想定される損失額としており、見直し前の基本ポートフォリオについて算定した現行ルールにおいては4,400億円である。

※ モンテカルロ・シミュレーションとは、乱数を用いたシミュレーションを繰り返し実施し、対応する事象がどの頻度で発生するのかを予測する方法。一般中退の財政検証では、毎年の収益率が基本ポートフォリオにより定まる期待収益率とリスクに対応した正規分布に従うものとして乱数を発生させ、10万回シミュレーションを実施。

□ 今般、低金利が続いて自家運用利回りが低下傾向となる中、予定運用利回り1%を維持するために、委託運用部分の期待収益率を引き上げる形で令和3年10月に基本ポートフォリオを見直したことを踏まえて、新たなリスク水準の把握のため、再度シミュレーションを行うことが必要である。

## ○4,400億円の根拠(現行ルール)



(注) モンテカルロ・シミュレーション (100,000回) により推計。

(第68回中小企業退職金共済部会資料より抜粋)

## 見直し前の基本ポートフォリオ (H29.2策定時)

- ・ 想定損失額 : 4,400億円
- ・ 期待収益率 : 1.1%
- ・ リスク : 1.88%
- ・ 資産運用規模 : **約4.8兆円**



5年経過による環境の変化

## 見直し前の基本ポートフォリオ (R3時点)

- ・ 想定損失額 : -
- ・ 予想リターン : 0.93%
- ・ リスク : **1.65%**
- ・ 資産運用規模 : **約5.2兆円**



基本ポートフォリオの見直し

## 見直し後の基本ポートフォリオ (R3.10策定時)

- ・ 想定損失額 : 約?億円
- ・ 期待収益率 : 1.1%
- ・ リスク : **1.92%**
- ・ 資産運用規模 : 約5.2兆円

## 参考：中退共の基本ポートフォリオ見直しについて

- 国内金利の低下による自家運用の収益悪化のため、逆ザヤが起こっており、それを解消するためにリスクが若干上昇している。
- このため、相対的に期待収益率の低い国内債券の割合が若干低下している。
- また、国内株式より外国株式の方が期待収益率が高い一方、リスクは大きく異なるため、最適化により国内株式より外国株式の比率が高くなっている。

### 基本ポートフォリオの見直し内容

(令和3年10月より)

	期待 収益率	リスク (標準偏差)	国内債券		国内株式	外国債券	外国株式
			自家運用	委託運用			
見直し前 基本ポートフォリオ	※1 0.93%	※1 1.65%	79.6%		7.2%	9.9%	3.3%
			59.6%	20.0%			
乖離許容幅 ※2	-	-	±3.0%		±2.0%	±1.0%	±1.0%
見直し後 基本ポートフォリオ (令和3年10月1日改定)	1.10%	1.92%	78.7%		3.9%	9.5%	7.9%
			56.9%	21.8%			
うち委託運用部分			-	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%
乖離許容幅 ※2	-	-	-	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%

※1 前回改定時(平成29年2月1日)の期待収益率は1.10%、リスクは1.88%。

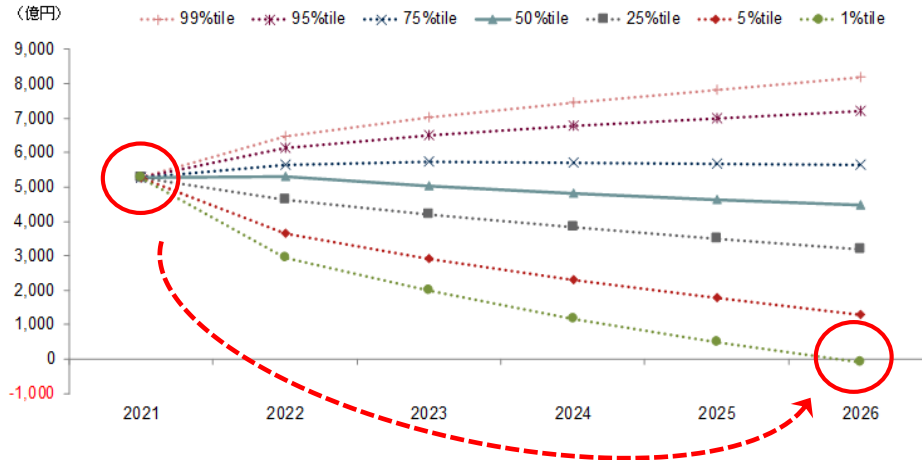
※2 前回改定時は資産全体を100%としたときの資産構成比に基づいた乖離許容幅としていたのに対して、

今回改定時は委託運用を100%としたときの資産構成比に基づいた乖離許容幅としている。(第80回中小企業退職金共済部会資料より抜粋)17

# 剰余金の積立額の目標水準②

- 予定運用利回りの水準と付加退職金支給ルールを決定するにあたり、剰余金の積立額の目標水準を決定する必要がある。
- 法令上、付加退職金の支給率は、利益金の半分を付加退職金に充てることを基本とした上でその他の事情を勘案して、労働政策審議会の意見を聴いて定めることとされていることを踏まえ、利益金の半分を付加退職金に充てることとすると、1%tileで想定される損失額は、5,350億円となった。
- このため、剰余金の積立額の目標水準としては5,400億円が妥当と考えられる。

剰余金の将来推計(パーセンタイル)



▲5,350億円の損失

(注) モンテカルロ・シミュレーション (100,000回) により推計。

シミュレーション結果

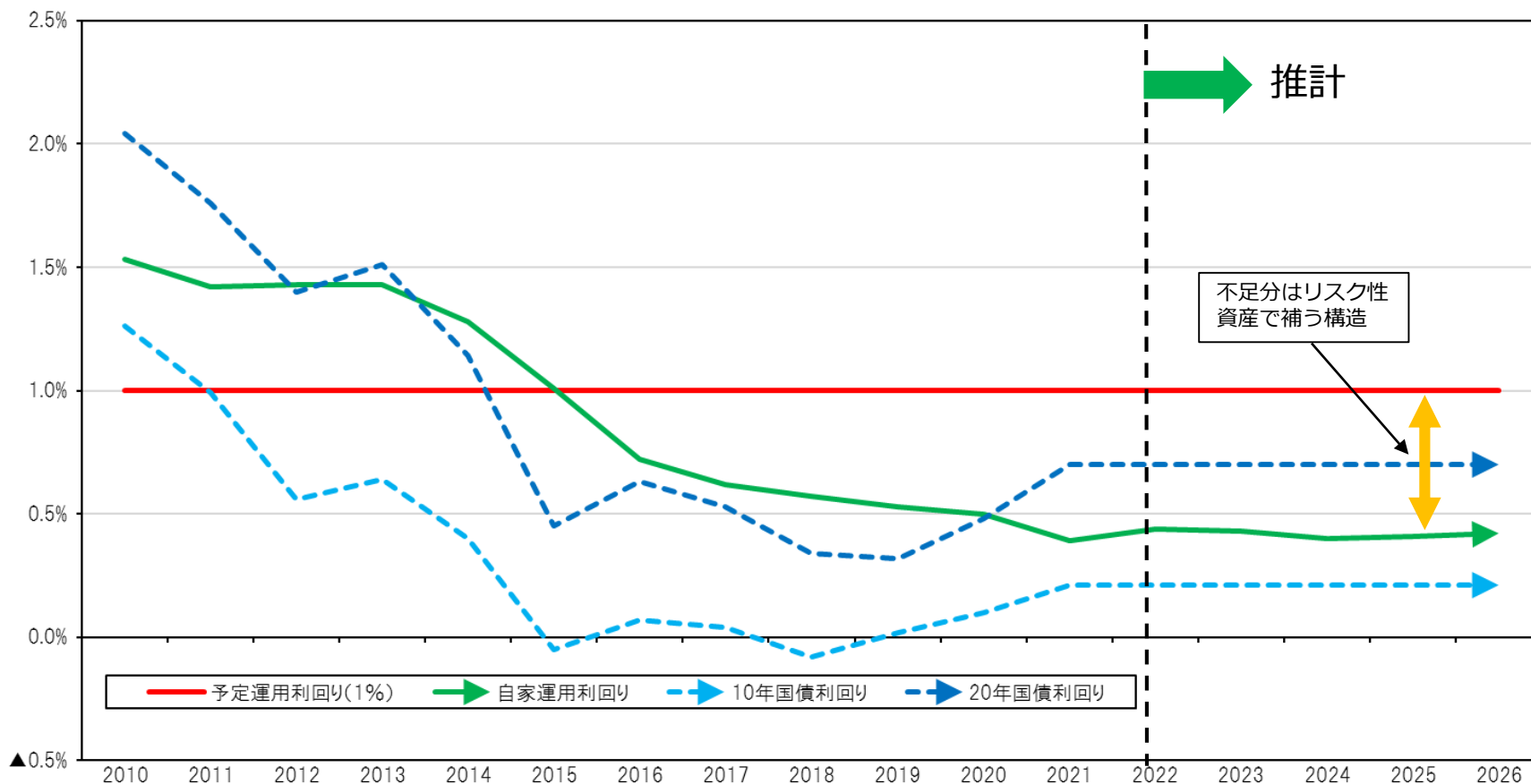
	2021	2022	2023	2024	2025	2026
パーセンタイル推移(億円)						
99%tile	5,272	6,483	7,023	7,459	7,830	8,197
95%tile	5,272	6,133	6,504	6,770	6,999	7,206
75%tile	5,272	5,641	5,720	5,705	5,681	5,653
50%tile	<u>5,272</u>	5,297	5,016	4,818	4,633	<u>4,469</u>
25%tile	5,272	4,631	4,196	3,834	3,510	3,195
5%tile	5,272	3,646	2,912	2,297	1,767	1,292
1%tile	5,272	2,947	1,983	1,167	495	-78
一定金額を下回る確率						
5400億円	100.0%	57.9%	63.4%	66.8%	68.8%	70.2%
4400億円	0.0%	18.3%	30.5%	38.5%	44.2%	48.5%
3000億円	0.0%	1.1%	5.7%	11.3%	16.9%	21.8%
0円	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.5%	1.1%

$$5,272\text{億円} - (\Delta 78\text{億円}) = 5,350\text{億円}$$

# 予定運用利回りについて

- 足下（令和3年度末）の剰余金5,272億円が、剰余金の積立額の目標水準5,400億円におおむね達していることを踏まえ、加入者にとっての魅力も考慮し、予定運用利回りを現行の1%で維持する。
- ただし、剰余金の積立額の目標水準を若干下回っていることと、現状も低金利が続いており予定運用利回りに足りない分はリスク性資産で補っていることに留意が必要。

（国債利回りと自家運用利回りの推移と推計）



# 付加退職金制度のあり方について

- 現行ルールは、利益金が出た場合にその半分を付加退職金に充てることを基本としているため、利益が出たときには支給され、損失が出たときには補填されないという「非対称性」により、長期的には剰余金の減少につながり、財務基盤を脆弱化させる仕組みとなっている。
- このように、現行ルールは、将来の予定運用利回りの引き下げを招き得るものであることを念頭に、今後の付加退職金支給ルールを検討する必要があるのではないか。
- また、長期的に剰余金が減少することで財務基盤が脆弱化した場合には、加入者にとっての魅力に影響し、中退共制度の持続可能性の低下につながるリスクがあることにも留意する必要があるのではないか。
- このため、中退共制度の財政の安定性を損なわないような付加退職金支給ルールとする方向で検討することが適当ではないか。
- さらに、付加退職金支給ルールを中退共制度の財政の安定性を損なわないようなものとするすることで、基本退職金部分の安定化が図られるほか、適切なルールを定めることができれば、将来の予定運用利回り引き上げの可能性を相対的に高め得るのではないか。

# 現行ルールのお考え方で5年延長する場合

- 現行ルールのお考え方で5年延長する場合※でモンテカルロ・シミュレーションを行ったところ、2026年度末の中位点（50%tile）の剰余金は4,743億円と足下（令和3年度末）より約500億円減少することが見込まれる。中位点での剰余金の減少は、実質的な逆ザヤ状態であることを示し、将来の財務基盤の脆弱化と、その結果としての予定運用利回りの引き下げの可能性を示唆するものである。

※ただし、必要な剰余金の水準は4,400億円から5,400億円に変更。以下同じ。

- 剰余金の減少を回避するための対応として、下記の2つが考えられるが、いずれもリスクや退職金水準の安定性の面で課題がある。

## 1. 期待収益率において、予定運用利回り分に付加退職金相当分を追加

基本ポートフォリオの期待収益率に付加退職金相当分を上乗せすることで逆ザヤ状態は緩和されるが、これに伴うリスク上昇による「非対称性」の影響拡大、という悪循環に陥り、中退共制度の安定性が低下してしまう。 → P14を参照

## 2. 「非対称性」の解消（損失が出た場合は基本退職金を削減）

運用実績が予定運用利回りを下回った場合には、基本退職金を削減することとすれば、「非対称性」の問題は解決されるが、実質的な予定運用利回りの引下げであり、安定性の面からも制度の魅力を減退させるものである。

# 参考1: 付加退職金の影響

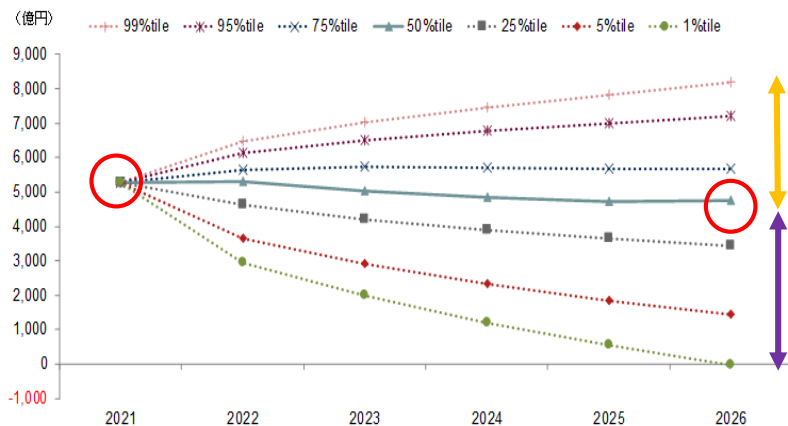
現行ルールのお考え方で5年延長する場合の推計における中位点(50%tile)の剰余金が、2026年度末で4,743億円と足下(令和3年度)より約500億円減少し、付加退職金不支給の場合には約170億円増加することを踏まえると、「非対称性」の影響は明らかと言える。

## 【現行ルールのお考え方で5年延長】

### シミュレーション結果

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
パーセンタイル推移(億円)						
99%tile	5,272	6,483	7,023	7,459	7,830	8,197
95%tile	5,272	6,133	6,504	6,770	6,999	7,208
75%tile	5,272	5,641	5,720	5,706	5,686	5,678
50%tile	5,272	5,298	5,019	4,842	4,732	4,743
25%tile	5,272	4,631	4,215	3,897	3,656	3,440
5%tile	5,272	3,646	2,921	2,342	1,856	1,441
1%tile	5,272	2,947	1,984	1,190	538	-18
一定金額を下回る確率						
5400億円	100.0%	57.9%	63.4%	66.7%	68.5%	63.8%
4400億円	0.0%	18.3%	30.1%	37.3%	40.9%	42.8%
3000億円	0.0%	1.1%	5.6%	10.6%	15.2%	18.5%
0円	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.5%	1.0%

### 剰余金の将来推計(パーセンタイル)

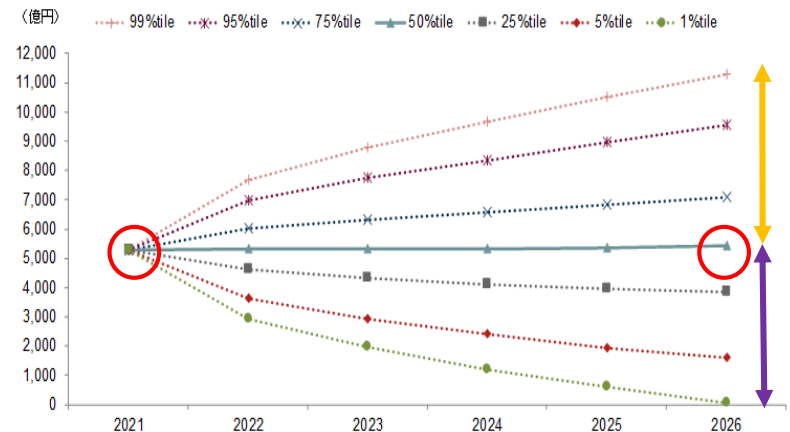


## 【付加退職金不支給】

### シミュレーション結果

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
パーセンタイル推移(億円)						
99%tile	5,272	7,694	8,776	9,671	10,500	11,300
95%tile	5,272	6,995	7,748	8,355	8,950	9,536
75%tile	5,272	6,009	6,311	6,567	6,824	7,086
50%tile	5,272	5,323	5,314	5,337	5,371	5,444
25%tile	5,272	4,631	4,331	4,125	3,968	3,834
5%tile	5,272	3,646	2,940	2,399	1,955	1,595
1%tile	5,272	2,947	1,987	1,210	596	66
一定金額を下回る確率						
5400億円	100.0%	53.0%	52.3%	51.3%	50.5%	49.3%
4400億円	0.0%	18.3%	26.5%	30.2%	32.0%	33.3%
3000億円	0.0%	1.1%	5.4%	9.5%	12.8%	15.1%
0円	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.4%	0.9%

### 剰余金の将来推計(パーセンタイル)



(注) モンテカルロ・シミュレーション(100,000回)により推計。

# 参考2: 現行ルールのかえ方で5年延長する場合のルールの内容

※下線部は現行ルールと異なる部分(p.8参照)

- 各年度の前々年度の決算における累積剰余金の額の5,400億円に対する不足額（累積剰余金が5,400億円を超過している場合は0とする）を、各年度の前年度から2027（令和9）年度までの残存年数で除した値を各年度における目標額（単年度目標額）とする。
- 各年度の前年度の利益金※の半額を各年度の付加退職金に充てるが、利益金が単年度目標額の2倍を下回る場合は、単年度目標額を優先的に剰余金の積立てに充てる。

※ 各年度の付加退職金の支給率は前年度末までに決定する必要があるが、その時点では付加退職金の支給率決定年度の前年度の利益金は確定していないため、運用上は前年度の利益見込額により判断する。

## ◆ 単年度目標額の計算式

各年度の単年度目標額 =

5,400億円 - 前々年度剰余金

2027年度 - 前年度  
(2027年度までの残存年数)

※分子がマイナスの場合はゼロ

◆ 前年度利益見込額の2分の1を付加退職金に充てる

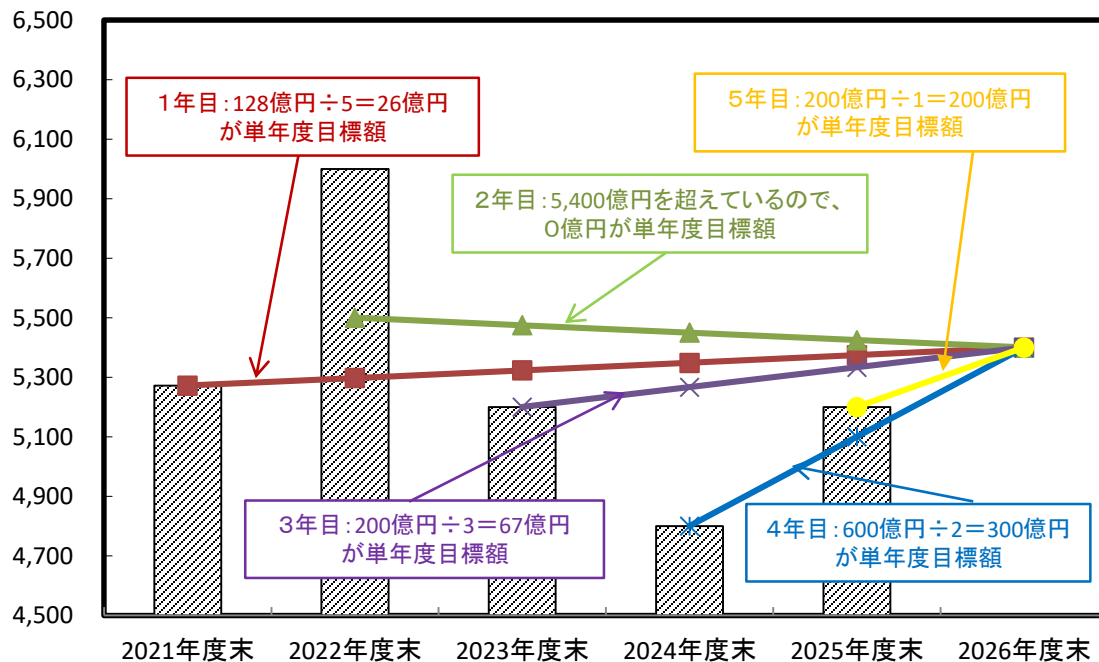
◆ ただし、単年度目標額は優先して剰余の積立てに充てる

… 付加退職金に充てる部分  
… 剰余の積立てに充てる部分

前年度利益見込額

単年度目標額 × 2  
単年度目標額

(億円) 積み立て方のイメージ



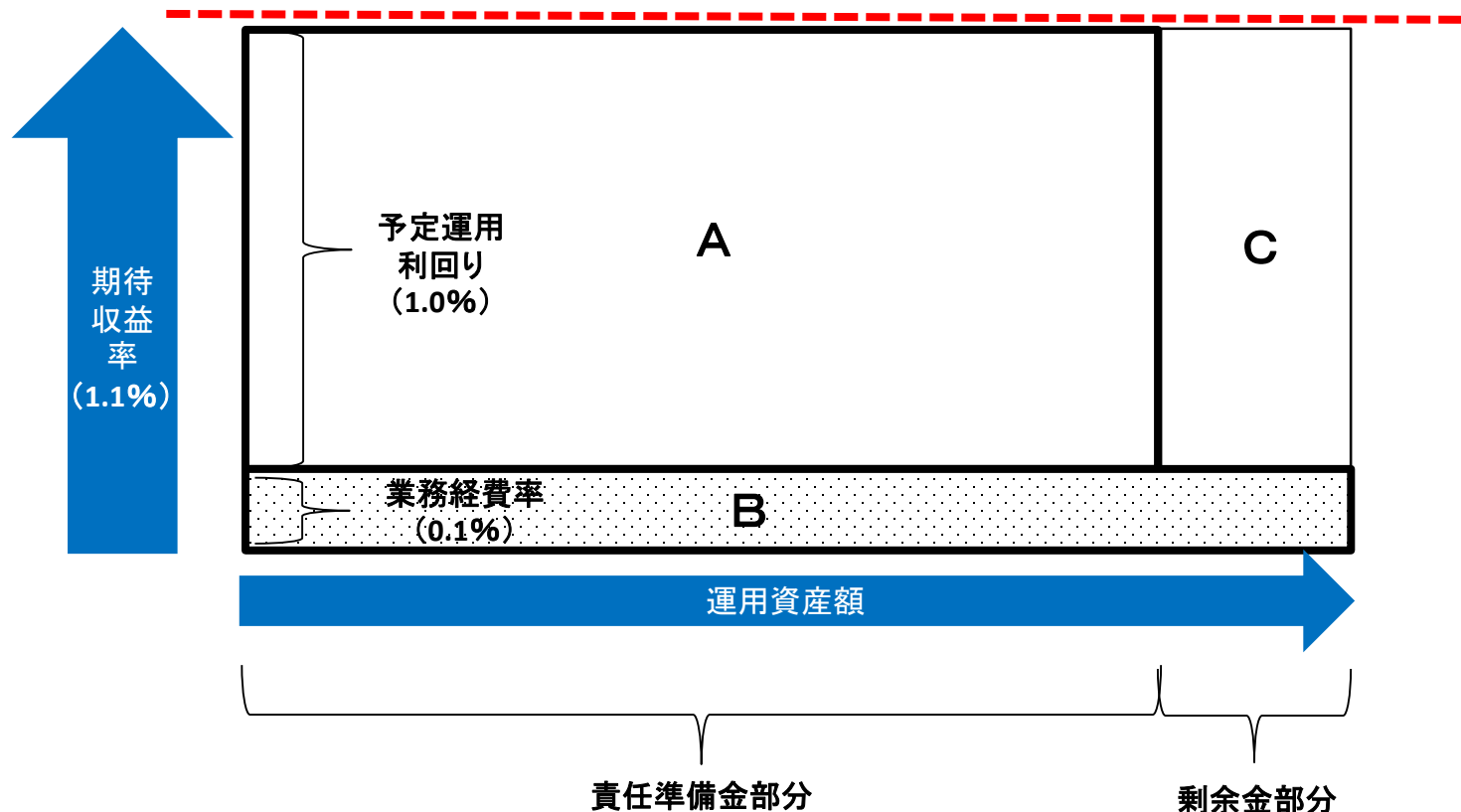


# 中退共制度の財政の安定性を損なわない方法①

- 予定運用利回りの水準に応じて、必要となる責任準備金及び業務経費の額に対応した収益※を資産運用により毎年度確保する必要がある。

※具体的には、責任準備金の増加額（下図のA）及び業務経費の額（下図のB）  
なお、下図のCは剰余金の積み増しに充てられる。

（資産運用額の収益構造）



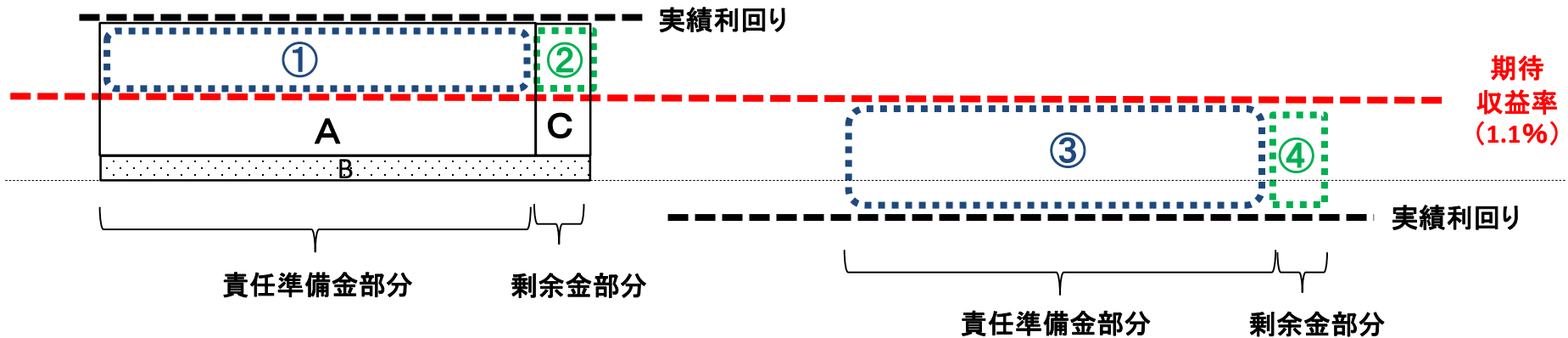
# 中退共制度の財政の安定性を損なわない方法②

- 毎年度の実績利回りは、資産運用の目標としている期待収益率を上回る場合も下回る場合もあるが、平均的には期待収益率で運用されることを前提とすれば、中期的には①と③は相殺されてゼロとなり、②と④も相殺されてゼロとなるが、C（利益剰余金の運用益のうち業務経費率以上かつ期待収益率以下の部分）については、剰余金を減少させることなく付加退職金の財源として活用することができると考えられる。
- なお、現行ルールにおいては、主に①の一部を付加退職金に充てることとなっており、これが非対称性に起因する剰余金減少の原因となっている。

## (資産運用額の収益構造)

【実績利回り > 期待収益率の場合】

【実績利回り < 期待収益率の場合】



# 付加退職金支給ルールの見直し案

□ 付加退職金支給ルールを次のように見直すこととしてはどうか。

現行ルールを基本としつつ、中退共制度の財政の安定性を損なわないよう、付加退職金に充てる額の上限を設定する。 ※下線部は現行ルールと異なる部分(p.23も参照)

- ・ 各年度の前々年度の決算における累積剰余金の額の5,400億円に対する不足額（累積剰余金が5,400億円を超過している場合は0とする）を、各年度の前年度から2027（令和9）年度までの残存年数で除した値を各年度における目標額（単年度目標額）とする。
- ・ 各年度の前年度の利益金※の半額を各年度の付加退職金に充てるが、利益金が単年度目標額の2倍を下回る場合は、単年度目標額を優先的に剰余金の積立てに充てる。また、付加退職金に充てる額の上限を「前々年度の決算における累積剰余金の額×0.01」とする（0.01は予定運用利回り）。

※ 各年度の付加退職金の支給率は前年度末までに決定する必要があるが、その時点では付加退職金の支給率決定年度の前年度の利益金は確定していないため、運用上は前年度の利益見込額により判断する。

## 見直し案の考え方

前回の財政検証における考え方（制度の安定のためには、資産の保有するリスクに見合った水準の剰余金を有することが必要）を受け継ぎ、現行ルールを基本とした上で、中退共制度の財政の安定性を損なわないよう、実績利回りが毎年度変動しても、当該年度の必要な収益額を上回る運用益のうち「剰余金×0.01」までは剰余金を減少させることなく活用できることを踏まえ、これを毎年度の上限額とする。

### 【イメージ図】

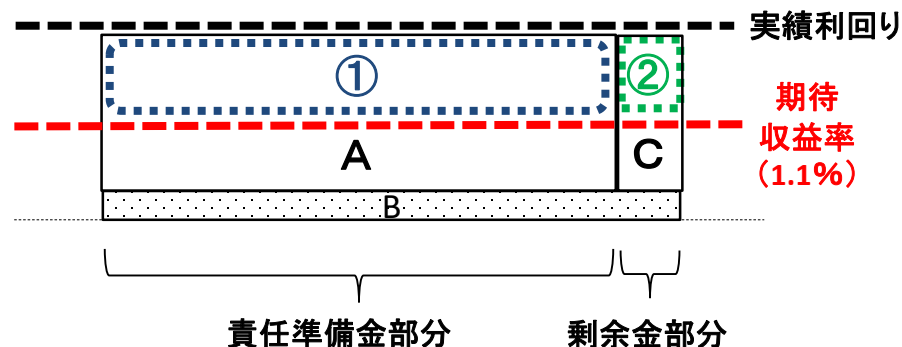
必要な収益額 = A+B

利益金 = ①+②+C

付加退職金に充てる額 = (①+②+C) × 1/2

ただし、

- ・利益金が単年度目標額の2倍を下回る場合は優先的に剰余金の積立てに充てる。
- ・剰余金×0.01（Cの部分）を上限。



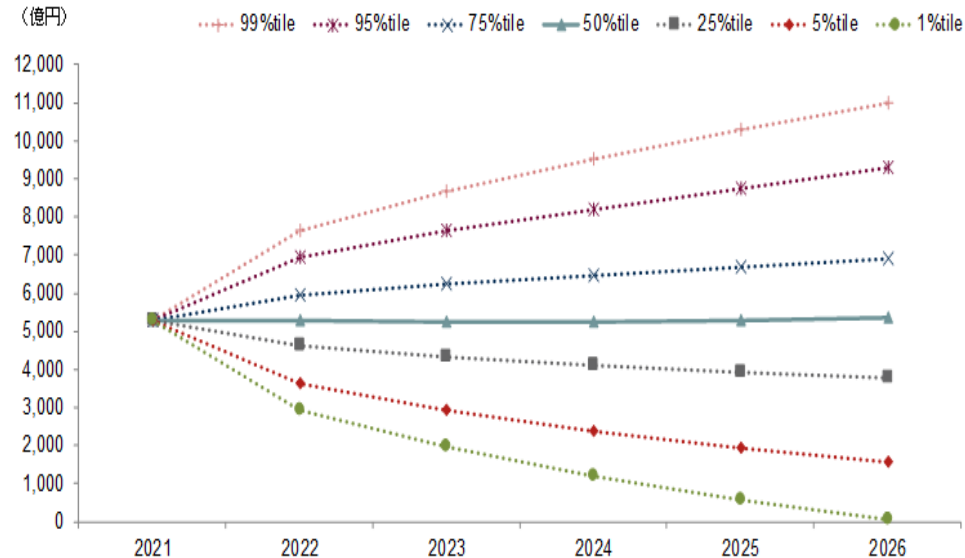
# 案の推計結果

- 中位点（50%tile）の剰余金は、2026年度末で5,351億円、足下より79億円の増加。
- 剰余金が5,400億円以上となる確率は、2026年度末で49.2%。
- 剰余金が枯渇する確率は、2026年度末で0.9%。

## シミュレーション結果

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
パーセンタイル推移(億円)						
99%tile	5,272	7,641	8,671	9,508	10,282	11,001
95%tile	5,272	6,941	7,648	8,209	8,757	9,294
75%tile	5,272	5,956	6,233	6,460	6,686	6,914
50%tile	5,272	5,298	5,265	5,265	5,280	5,351
25%tile	5,272	4,631	4,313	4,092	3,925	3,783
5%tile	5,272	3,646	2,938	2,389	1,940	1,573
1%tile	5,272	2,947	1,986	1,208	584	54
一定金額を下回る確率						
5400億円	100.0%	55.0%	53.8%	53.1%	52.3%	50.8%
4400億円	0.0%	18.3%	27.0%	31.1%	33.0%	34.3%
3000億円	0.0%	1.1%	5.5%	9.7%	13.1%	15.4%
0円	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.5%	0.9%

## 剰余金の将来推計（パーセンタイル）



(注) モンテカルロ・シミュレーション（100,000回）により推計。

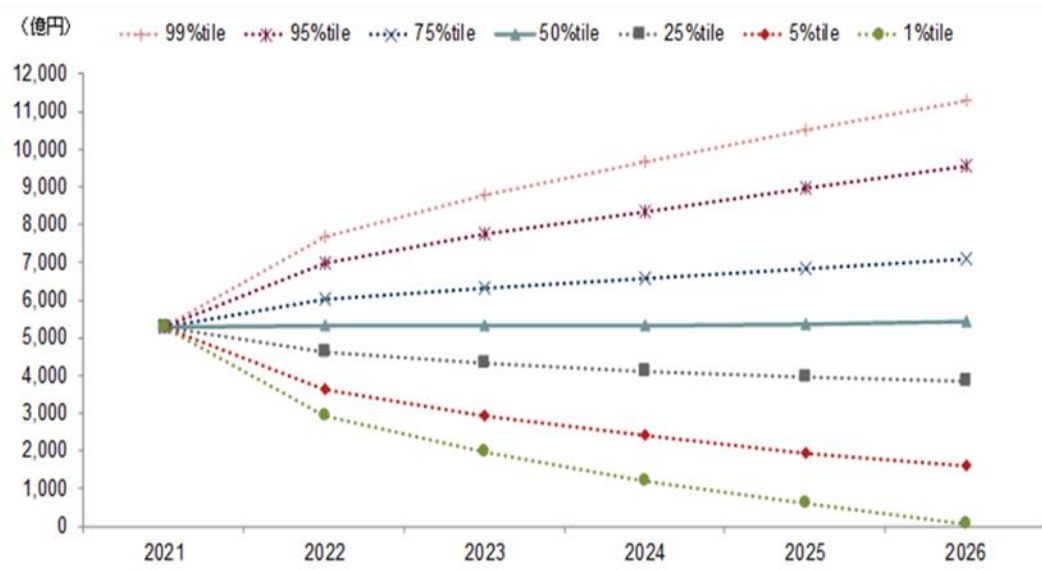
# (参考) 付加退職金不支給の場合の推計結果

- 中位点（50%tile）の剰余金は、2026年度末で5,444億円、足下より172億円の増加。
- 剰余金が5,400億円以上となる確率は、2026年度末で50.7%。
- 剰余金が枯渇する確率は、2026年度末で0.9%。

シミュレーション結果

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
パーセンタイル推移(億円)						
99%tile	5,272	7,694	8,776	9,671	10,500	11,300
95%tile	5,272	6,995	7,748	8,355	8,950	9,536
75%tile	5,272	6,009	6,311	6,567	6,824	7,086
50%tile	5,272	5,323	5,314	5,337	5,371	5,444
25%tile	5,272	4,631	4,331	4,125	3,968	3,834
5%tile	5,272	3,646	2,940	2,399	1,955	1,595
1%tile	5,272	2,947	1,987	1,210	596	66
一定金額を下回る確率						
5400億円	100.0%	53.0%	52.3%	51.3%	50.5%	49.3%
4400億円	0.0%	18.3%	26.5%	30.2%	32.0%	33.3%
3000億円	0.0%	1.1%	5.4%	9.5%	12.8%	15.1%
0円	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.4%	0.9%

剰余金の将来推計（パーセンタイル）



(注) モンテカルロ・シミュレーション（100,000回）により推計。

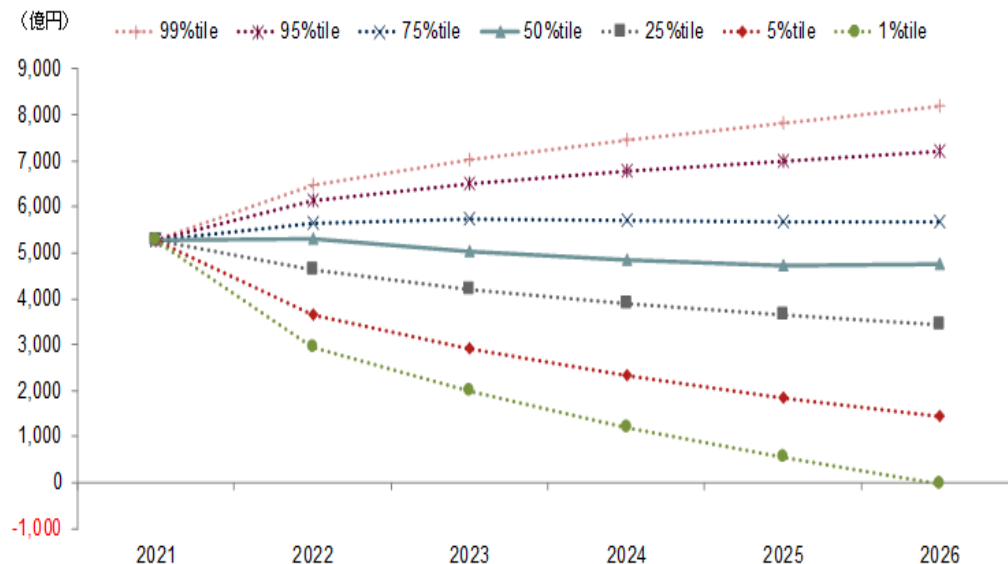
# (参考) 現行ルールのお考え方で5年延長した場合の推計結果

## シミュレーション結果

- 中位点 (50%tile) の剰余金は、2026年度末で4,743億円、足下より529億円の減少。
- 剰余金が5,400億円以上となる確率は、2026年度末で36.2%。
- 剰余金が枯渇する確率は、2026年度末で1.0%。

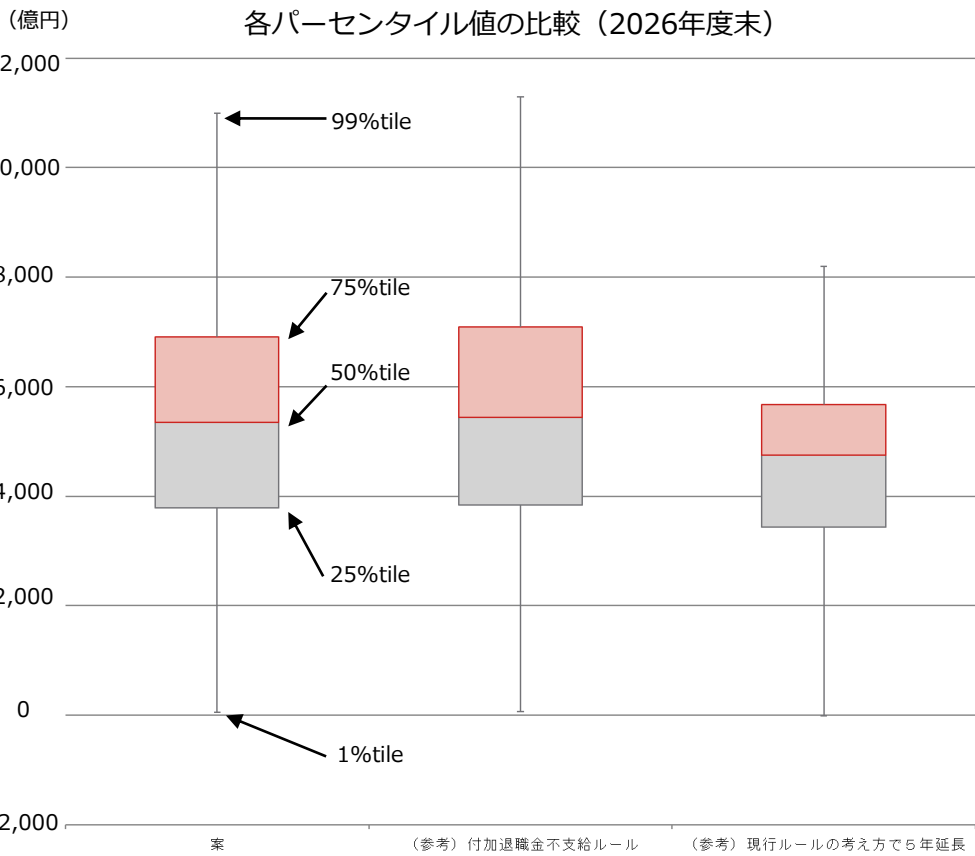
	2021	2022	2023	2024	2025	2026
パーセンタイル推移(億円)						
99%tile	5,272	6,483	7,023	7,459	7,830	8,197
95%tile	5,272	6,133	6,504	6,770	6,999	7,208
75%tile	5,272	5,641	5,720	5,706	5,686	5,678
50%tile	5,272	5,298	5,019	4,842	4,732	4,743
25%tile	5,272	4,631	4,215	3,897	3,656	3,440
5%tile	5,272	3,646	2,921	2,342	1,856	1,441
1%tile	5,272	2,947	1,984	1,190	538	-18
一定金額を下回る確率						
5400億円	100.0%	57.9%	63.4%	66.7%	68.5%	63.8%
4400億円	0.0%	18.3%	30.1%	37.3%	40.9%	42.8%
3000億円	0.0%	1.1%	5.6%	10.6%	15.2%	18.5%
0円	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.5%	1.0%

## 剰余金の将来推計 (パーセンタイル)



(注) モンテカルロ・シミュレーション (100,000回) により推計。

# 参考：推計結果の比較



	案	(参考) 付加退職金不支給	(参考) 現行ルールの考え方で5年延長
足下から2026年度末までの中位点(50%tile)の変化幅	79億円	172億円	△529億円
2026年度末において剰余金が5,400億円以上となる確率	49.2%	50.7%	36.2%
2026年度末において剰余金が枯渇する確率	0.9%	0.9%	1.0%